

産業廃棄物焼却施設に係る行政代執行について

1 主な経緯

時期	内容
昭和 59 年 12 月	(有)荒井産業が埼玉県から産業廃棄物中間処分量の許可を取得。
平成 2 年	産業廃棄物焼却施設を設置。
平成 12 年 1 月	埼玉県が同社の産業廃棄物処分量許可を取消し。 →取消し後、施設はそのまま残置され、現在は競落者が所有。
平成 17 年 4 月	岩槻市がさいたま市に編入合併。
令和 4 年 3 月	焼却施設の倒壊等リスク調査を実施。 →大地震等の際に煙突が倒壊するおそれがあると評価。
令和 5 年 3 月	焼却施設内部の有害物質調査を実施。 →特別管理産業廃棄物に相当する有害物質（カドミウム、鉛、ダイオキシン）を検出。
令和 6 年 1 月	行為者らに対し、廃棄物処理法に基づく『措置命令』を発出。 →行為者らから措置を履行できない旨の申し出。
令和 6 年 4 月	『行政代執行』の実施を決定。
令和 6 年 6 月	解体工事基本設計
令和 7 年 12 月	解体工事契約（工期：～令和 9 年 2 月末）

2 工事概要

工事内容 焼却施設（排ガス処理設備、煙突、その他倒壊のおそれのある施設）の解体

工事期間 令和 7 年 12 月 19 日から令和 9 年 2 月 26 日まで（予定）

工事場所 さいたま市岩槻区大字平林寺 97 番 1 外

受注者 日清・武蔵特定共同企業体



【周辺地図】



【対象施設（上空から撮影）】

【行政代執行全般に関わるお問い合わせ先】

さいたま市 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物指導課 監視係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

TEL : 048-829-1609 FAX : 048-829-1933

E-mail : sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp